

# 障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金の手引き

2023 年(令和 5 年)8 月

藤沢市福祉部障がい者支援課

## 目次

1	この制度の目的 .....	1
2	申請者 .....	1
3	助成対象及び助成額 .....	1
4	申請方法.....	2
5	助成決定と交付 .....	3
6	助成金の使用（執行）に際してのお願い.....	3
7	よくある質問と回答 .....	4
8	お問い合わせ .....	5

## 1 この制度の目的

燃料費、公共料金等の物価高騰に際し、障がい福祉サービス事業所が安定的に継続してサービスを提供できる体制を確保するとともに、価格転嫁による利用者負担の増加を抑制し、利用者が安心してサービスを利用できる環境を維持することを目的に助成金を交付します。

## 2 申請者

事業所の代表者（事業所ごとに助成対象を集計し、申請してください。）

## 3 助成対象及び助成額

- ・ 藤沢市内に申請時点で所在し、藤沢市民が利用している事業所  
※市の指定管理対象となっている事業は除きます。
- ・ 次の表による事業種別ごとの利用定員数の区分より、助成金の月額欄の金額と運営予定月数を乗じた額とする。

事業種別	利用定員数	助成金の月額
居宅介護、同行援護、行動援護、 計画相談支援、重度訪問介護、 宿泊型自立訓練、自立生活援助、 就労定着支援、地域移行支援、 地域定着支援、移動支援		4,000円
就労移行支援（一般型）、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、自立訓練（生活訓練）、生活介護、日中一時支援、地域活動支援センター	10人以下	6,000円
	11人以上30人以下	12,000円
	31人以上50人以下	24,000円
	51人以上	36,000円

施設入所支援、短期入所、共同生活援助	10人以下	22,500円
	11人以上30人以下	45,000円
	31人以上50人以下	90,000円
	51人以上	135,000円

#### 4 申請方法

申請は1事業所につき1回限りです。

ご注意ください

◇ 1事業所で複数のサービスを実施している場合、それぞれのサービスについて申請できます（例：就労移行支援と就労継続支援それぞれの内容で助成金の申請ができます）。

<申請書類>

・藤沢市障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金申請書兼請求書

※電子メールの場合、押印不要です。

※申請書は、市Webサイトの障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金のページからダウンロードできます。

※市外の法人及び課税調査に不同意の法人にあっては、法人住民税の課税証明書を添付してください。（写しでも可）

<提出方法>

・紙又は電子ファイル

<提出先>

・文書の場合

〒251-8601 藤沢市朝日町 1-1 障がい者支援課 助成金担当

- ・電子メールの場合

fj1-shogaifu@city.fujisawa.lg.jp

<申請期間>

**2023年（令和5年）8月1日～10月31日【必着】**

申請期間を過ぎると助成を受けられませんのでご注意ください。

**ご注意ください**

◇ 申請は1事業所につき1回限りです。

## 5 助成決定と交付

原則として口座振込をもって決定通知に代えます。通帳記帳等によりご確認ください。申請から振込みまでは45日～60日程度かかります。

## 6 助成金の使用（執行）に際してのお願い

- ◇ 今回の助成金は、物価高騰に対する臨時的な交付金です、市内経済の活性化、市内経営者への支援として、市内商店等での購入に努めてください。
- ◇ 助成金の目的は、事業所及び利用者の支援です。利用者への価格転嫁を抑制し、工賃の復元に努めていただくようお願いします。
- ◇ 備品購入、設備投資等に活用する場合は、処分制限期間が発生しますので、ご注意ください。処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令をご確認ください。

## 7 よくある質問と回答

質 問	回 答
10月に新たな事業所を開始しますが、対象になりますか。	6か月分が対象となりますが、新事業所開設後に申請してください。
定員はサービスを利用している藤沢市民の人数ですか。	事業所で届け出ている定員で申請してください。ただし、藤沢市民の利用がない事業所分は算定に含みません。
市外の施設は対象になりますか。	市外の施設は対象外です。
介護保険、障がい福祉サービスの両方で指定を受けている場合、どちらの助成金で申請しても良いですか。	介護保険、障がい福祉サービスの両方で登録している場合、それぞれの事業種別について申請ができます。
交付決定通知は出ないのですか。	原則として口座振込をもって代えますが、必要な場合はお申し出ください。
申請漏れがありました。追加申請できますか。	申請は、1事業所1回のみとします。追加申請は出来かねます。
申請内容に変更がありました。変更申請はできますか。	申請は、1事業所1回のみとしますので、変更があった場合は一部取消等により決定します。変更申請は出来かねますが、変更内容と理由、時期により、申請取下により対応することがありますのでご相談ください。
事業所番号を入力しましたが、事業所名が出てきません。	お手数ですが、事業所名を入力してください。
事業所番号がない場合はどうしたらいいですか。	事業所番号の入力を省略し、必要事項の入力をお願いします。

## 8 お問い合わせ

お問い合わせは、電子メールにてお願いします。

メールアドレス	<b>fj1-shogaifu@city.fujisawa.lg.jp</b> <b>(今回の助成金申請・お問い合わせ専用)</b>
---------	-----------------------------------------------------------------------

(事務担当) 福祉部障がい者支援課 担当者 白井、向津、亀井

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電 話 (0466) 50-3528

ファクス (0466) 25-7822

e-mail fj1-shogaifu@city.fujisawa.lg.jp